

京都大学リサーチ・フェロー実施要項

令和4年3月8日
総長 裁定

(目的)

第1条 この要項は、京都大学が行う研究プロジェクト等において、優秀な大学院生にリサーチ・フェロー（以下「RF」という。）として研究プロジェクトを委嘱するために必要な事項を定めることにより、本学における研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るとともに、研究プロジェクトの遂行による対価を支払うことにより、大学院生の処遇の改善を図ることを目的とする。

(研究プロジェクトの委嘱)

第2条 RFには、前条に掲げる目的のため、研究プロジェクトを委嘱する。

2 RFは、委嘱された研究プロジェクトの遂行にあたっては、授業等に支障のない範囲で行うものとする。

(委嘱対象者)

第3条 RFとして研究プロジェクトを委嘱することのできる者は、将来研究者となる意欲と優れた能力を有する者で、本学の大学院に在籍する学生とする。

(委嘱期間)

第4条 研究プロジェクトの委嘱期間は、一の事業年度を超えない範囲内とする。

2 委嘱の開始日は、原則として、開始する月の初日からとし、終了日は委嘱を終了する月の末日とする。

(委嘱手続)

第5条 RFは、部局又は外部資金を基礎とする拠点等（以下「部局等」という。）において外部資金等の研究代表者等（以下「代表者等」という。）の推薦等に基づき選考を行い、代表者等の所属する部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を踏まえて、部局の長が決定する。

2 研究プロジェクトを委嘱するRFの選考に当たっては、部局等において、選考委員会等の設置及び合理的かつ客観的な選考基準の作成により、選考の透明性の確保に努めるものとする。

3 RFの委嘱を希望する代表者等は、「リサーチ・フェロー候補者推薦調書（様式1）」により、選考委員会等にRF候補者を推薦するものとする。

4 前項の推薦を受けた選考委員会等は、候補者の選考を行い、「リサーチ・フェロー候補者報告書（様式2）」により選考結果を代表者の所属する部局の長に報告するものとする。

5 前項の報告を受けた部局の長は、RF候補者について教授会等に附議し、教授会等は、当該候補者の可否について審議する。

6 部局の長は、前項の教授会等の議を踏まえて、RFとしての委嘱の可否を決定する。

- 7 部局の長は、前項においてR Fとして委嘱することを決定した場合には、当該候補者に対し、「リサーチ・フェロー委嘱通知書（様式3）」により委嘱の内容及び条件を通知し、同意を得るものとする。
- 8 部局の長は、第6項においてR Fとして委嘱しないことを決定した場合には、当該R F候補者を推薦した代表者等に、その旨を通知するものとする。

（委嘱期間の変更）

- 第6条 R Fの委嘱期間を変更する場合には、代表者等は「リサーチ・フェロー委嘱期間変更届（様式4）」により選考委員会等に届け出るものとする。
- 2 前項の届出を受けた選考委員会等は、届出の内容について審議し、代表者等が所属する部局の長に報告するものとする。
 - 3 前項の報告を受けた部局の長は、選考委員会等の審議を踏まえて、委嘱期間の変更について決定する。
 - 4 委嘱期間変更の通知等にあたっては、前条第7項及び第8項の規定を準用する。

（委嘱の解除）

- 第7条 R Fが委嘱した研究プロジェクトを遂行できない又はそのおそれがある場合（本人が委嘱期間の途中でR Fを辞退する場合を含む。）には、代表者等は選考委員会等にその旨を届け出るものとする。
- 2 前項の届出を受けた選考委員会等は、届出の内容について審議し、代表者等が所属する部局の長に報告するものとする。
 - 3 前項の報告を受けた部局の長は、選考委員会等の審議を踏まえて、委嘱の解除について決定する。
 - 4 部局の長は、前項において委嘱を解除することを決定した場合には、当該R Fに対し、「リサーチ・フェロー委嘱解除通知書（様式5）」により委嘱を解除する旨を通知するものとする。
 - 5 部局の長は、第3項において委嘱を解除しないことを決定した場合には、届け出を行った代表者等にその旨を通知するものとする。

（報告）

- 第8条 R Fは、委嘱期間中の各月の研究プロジェクト遂行状況について、毎月末までに代表者等に報告し、報告を受けた代表者等は、「リサーチ・フェロー研究プロジェクト遂行状況報告書（様式6）」により、所定の期日までに部局の長に報告しなければならない。
- 2 代表者等は、研究プロジェクトの遂行結果について、委嘱期間の終了時に、「リサーチ・フェロー研究プロジェクト遂行報告書（様式7）」により部局の長に報告しなければならない。

（研究プロジェクトの遂行による対価）

- 第9条 委嘱された研究プロジェクトの遂行による対価（以下「委嘱対価」という。）は、別表に定めるとおりとし、月ごとに支払う。ただし、R Fが委嘱された研究プロジェクトを遂行していないと認められる場合には、当該月の委嘱対価は支払わないものとする。
- 2 第7条の規定により委嘱を解除された場合（月末付けで解除された場合を除く。）には、解除された月の委嘱対価は支払わないものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、RFに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

リサーチ・フェロー委嘱対価表

区分	月額単価(単位:円)										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
京都大学が行う研究プロジェクト等に 有益な研究プロジェクトの委嘱	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000
京都大学が行う研究プロジェクト等に 有益で高度な 研究プロジェクトの委嘱	-	-	-	-	-	-	-	-	120,000	130,000	140,000
京都大学が行う研究プロジェクト等に 有益で特に高度な 研究プロジェクトの委嘱	-	-	-	-	-	-	-	-	150,000	170,000	180,000
京都大学が行う研究プロジェクト等に 有益で極めて高度な 研究プロジェクトの委嘱	-	-	-	-	-	-	-	-	180,000	200,000	220,000

※上記の月額単価の決定にあたっては、委嘱する研究プロジェクトの難易度、研究プロジェクトの遂行にかかる業務量等を目安に決定し、決定の基準について委嘱者に対し明確に示すこと。

リサーチ・フェロー候補者推薦調書

所属研究科・課程・専攻名	
氏名	
研究プロジェクトの委嘱期間	
委嘱する研究プロジェクトの課題名	
【委嘱する研究プロジェクトの内容】	
経費	
予定する委嘱対価	月額 円
委嘱対価の妥当性	
※日本学術振興会特別研究員、他の奨学金等受給の有無(受給中の場合はその機関等名)、他のRFや本学時間雇用の有無	
推薦者 (外部資金等の研究代表者等)	

年 月 日

リサーチ・フェロー委嘱通知書

殿

(部局長名)

下記のとおり、リサーチ・フェロー研究プロジェクトを委嘱します。

記

委嘱名称	リサーチ・フェロー
委嘱期間	
委嘱する研究プロジェクトの課題名	
リサーチ・フェローが遂行する研究プロジェクトの内容	
委嘱対価	月額 円
代表者等名	

※ 裏面には、案内とともにこの研究プロジェクトを委嘱するにあたっての契約事項を記載しております。
上記内容とともに裏面の内容を確認いただき同意いただける場合には、本通知書を両面コピーし、同意書として次に署名のうえ部局等の長へ提出くださるようお願いいたします。
なお、同意書が提出されなかった場合には、RFを委嘱しないこととします。

同意書

殿

上記の内容等について同意いたします。

年 月 日

署名

裏 面

留意事項

1. 委嘱対価は、銀行振込により翌月の17日に支給する。ただし、17日が土曜日若しくは日曜日に当たるときには、直前の金曜日に支給する。さらに、17日が日曜日で、直前の金曜日が祝日の場合は、18日の月曜日に支給する。
2. 委嘱対価は給与所得の取扱いとなり、毎月所得税を源泉徴収した上で支給し、12月に年末調整を行う。
3. 研究成果の取扱いについては、予め研究チームの代表者と協議のうえ定めることとする。
4. 委嘱期間中において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委嘱期間終了後も、同様とする。
5. 委嘱した研究プロジェクトを遂行できない又はそのおそれがある場合には、委嘱を解除する場合がある。
6. 研究プロジェクト終了時にリサーチ・フェロー研究プロジェクト遂行報告書により報告しなければならない。
7. 京都大学の規則を遵守すること。

【参考】

- (a) 所得税…税法上、親の扶養親族となっている場合は、1月から12月までの年収が103万円を超えると、親は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年度の所得額に応じ、次年度の住民税が算定されます。
- (b) 健康保険や共済組合上の被扶養者…年額の見込み額が130万円を超えると被扶養者となれません。当初から研究業務単価が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入することが必要となります。
- (c) 授業料免除…世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。

年 月 日

リサーチ・フェロー委嘱期間変更届

(部局長名) _____ 殿

(研究代表者等名) _____

下記のとおり、リサーチ・フェローの委嘱期間を変更したいので、届け出します。

記

委嘱名称	リサーチ・フェロー
変更前の委嘱期間	
変更後の委嘱期間	
変更理由	

年 月 日

リサーチ・フェロー委嘱解除通知書

_____ 殿

(部局長名) _____

「京都大学リサーチ・フェロー実施要項」(令和 年 月 日総長裁定)第7条に基づき、
年 月 日付けでの貴殿のリサーチ・フェローの委嘱は解除する。

年 月 分報告

リサーチ・フェロー研究プロジェクト遂行状況報告書

番号	氏名	委嘱期間	当該月の研究プロジェクト遂行状況の概要
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

上記のリサーチ・フェローについて、当該月に委嘱された研究プロジェクトを遂行していることを報告します。

年 月 日

担当教員

年 月 日

リサーチ・フェロー研究プロジェクト遂行報告書

(部局長名) _____ 殿

(研究代表者等名) _____

別紙のとおり、 _____ 名のリサーチ・フェローが委嘱された研究プロジェクトを遂行したことを報告します。

年 月 日

リサーチ・フェロー研究プロジェクト遂行報告書(個別報告)

氏名(フリガナ)	
研究プロジェクトの委嘱期間	
委嘱する研究プロジェクトの課題名	
【研究プロジェクトの実施内容と遂行結果】	

【以下、担当教員の記入欄】

担当教員	【確認日】 年 月 日
担当教員の所見	